

| | | |
|----------------|---------|----|
| 広島市安佐南区山本町字方置山 | 3380 | |
| " | 3381 | |
| " | 3382 | |
| " | 3383 | 一部 |
| " | 3703-2 | |
| " | 3708-1 | |
| " | 3708-3 | |
| " | 3709 | |
| " | 3710 | |
| " | 3711 | 一部 |
| " | 3712 | 一部 |
| " | 5013-8 | |
| 広島市安佐南区山本町字浄門 | 2408-1 | 一部 |
| 広島市安佐南区山本町字八ツ町 | 3384-10 | 一部 |
| " | 3385 | 一部 |
| 合 計 | 81 筆 | |

広島市告示第 16 号

平成 19 年 1 月 19 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 供用を開始する年月日
平成 19 年 1 月 20 日
 - 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
 - 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
- (別 紙)

| 区 分 | 下水を排除する区域 | | 排水施設 の方式 |
|-----|-----------|-----------|-------------|
| | 区 名 | 町 名 | |
| | 中 区 | 南吉島一丁目の一部 | 合流式 |

| 汚水及 び雨水 を排除 | 安佐北区 | 可部東四丁目の一部 | 分 流 式 |
|-------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------|-------|
| | 佐伯区 | 八幡三丁目の一部 | |
| 南 区 | 段原山崎三丁目及び段原日出二丁目の各一部 | | |
| 安佐南区 | 八木四丁目、川内三丁目、緑井一丁目、中筋四丁目、中須二丁目、大町東一丁目、相田六丁目、長束三丁目及び沼田町伴の各一部 | | |
| 汚水を 排 除 | 安佐北区 | 落合南一丁目、三入南二丁目及び亀山五丁目の各一部 | |
| 安芸区 | 上瀬野南二丁目、中野東二丁目、中野東三丁目及び中野東七丁目の各一部 | | |
| 佐伯区 | 利松三丁目、八幡東四丁目、観音台一丁目、五日市中央七丁目及び隅の浜一丁目の各一部 | | |

広島市告示第 17 号

平成 19 年 1 月 19 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成 19 年 1 月 20 日
 - 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
- (別 紙)

| 下水を処理する区域 | | 終末処理場の 位置及び名称 |
|-----------|-----------|-------------------------------------------|
| 区 名 | 町 名 | |
| 中 区 | 南吉島一丁目の一部 | 位置：広島市中区江波西一丁目 15 番 54 号 名称：江波下水処理場 |
| 東 区 | 馬木六丁目の一部 | |

| | | |
|------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 安佐南区 | 八木四丁目, 川内三丁目, 緑井一丁目, 中筋四丁目, 中須二丁目, 大町東一丁目, 相田六丁目, 長束三丁目及び沼田町伴の各一部 | 位置: 広島市西区扇一丁目1番1号 名称: 広島市西部浄化センター |
| 安佐北区 | 落合南一丁目, 三入南二丁目, 可部東四丁目及び亀山五丁目の各一部 | |
| 佐伯区 | 利松三丁目, 八幡三丁目, 八幡四丁目, 観音台一丁目, 五日市中央七丁目及び隣の浜一丁目の各一部 | |
| 南区 | 段原山崎三丁目及び段原日出二丁目の各一部 | 位置: 広島市南区向洋沖町1番1号 名称: 太田川流域下水道東部浄化センター |
| 安芸区 | 上瀬野南二丁目, 中野東二丁目, 中野東三丁目及び中野東七丁目の各一部 | |
| 佐伯区 | 湯来町の一部 | 位置: 広島市佐伯区湯来町和田 名称: 広島市湯来町和田浄化センター |

広島市告示第18号

平成19年1月22日

平成19年第1回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 招集日 平成19年1月29日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第19号

平成19年1月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により, 医療扶助のための医療を担当する機関として, 次に掲げる機関を指定したので, 同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|--------------------|-------------|
| 井上産婦人科クリニック | 広島市安佐南区大塚西三丁目1番36号 | 平成18年12月25日 |
| 医療法人社団 村上整形外科医院 | 広島市安佐南区古市一丁目30番1号 | 平成18年12月18日 |

| | | |
|-------------------|--------------------------------|------------|
| NTT西日本 中国健康管理センター | 広島市南区比治山本町11番40号 | 平成18年12月1日 |
| 平和薬局 | 広島市安芸区船越南三丁目6番13号 | 平成19年1月1日 |
| すずらん薬局 本店 | 広島市中区袋町4番1号 | 平成19年1月5日 |
| 快生薬局 | 広島市中区鉄砲町7番29号 | 平成19年1月1日 |
| ウォンツ八丁堀薬局 | 広島市中区八丁堀11番8号 | 平成19年1月1日 |
| 康仁薬局 庚午店 | 広島市西区庚午北二丁目17番10号 | 平成19年1月1日 |
| めぐみ薬局 | 広島市西区東観音町20番18号 | 平成19年2月1日 |
| せんだ訪問看護ステーション | 広島市中区千田町二丁目4番5号 スパローズロジせんだ606号 | 平成19年1月1日 |

広島市告示第20号

平成19年1月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により, 次に掲げる指定医療機関から名称変更の届出があったので, 同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|--------------|-------------------|-----------|
| (新)内科 久安医院 | 広島市西区観音本町二丁目7番23号 | 平成18年1月1日 |
| (旧)久安外科・内科医院 | | |

広島市告示第21号

平成19年1月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により, 次に掲げる指定医療機関から廃止等の届出があったので, 同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称 | 所在地 | 廃止等年月日 |
|----------|-------------------|-------------|
| 井上産婦人科医院 | 広島市安佐南区長楽寺一丁目3番7号 | 平成18年12月24日 |

| | | |
|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 竹内クリニック小児科 | 広島市西区古江新町4番18号 | 平成18年11月30日 |
| 桜クリニック | 広島市安佐北区亀崎一丁目1番6号 フジグラン高陽2F | 平成18年12月31日 |
| 浜田診療所 | 広島市西区己斐本町三丁目12番17号 | 平成18年10月15日 |
| 医療法人啓仁会 タルヤ耳鼻咽喉科 皮膚科 | 広島市中区堺町一丁目6番17号 | 平成18年11月1日 |
| 快生薬局 | 広島市中区鉄砲町7番29号 | 平成18年12月31日 |
| 平和薬局 | 広島市安芸区船越南三丁目23番2号 | 平成18年12月31日 |
| 医療法人社団 村上整形外科医院 | 広島市安佐南区古市一丁目34番12号 | (休止) 平成18年12月17日 |

広島市告示第22号

平成19年1月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 施術者 | 施術所 | | 業務の種類 | 指定年月日 |
|-------|------------|-----------------------|-----------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 藤光 茂俊 | 楽浪整骨院 | 広島市中区鉄砲町6番2号 | 柔道整復 | 平成19年1月5日 |
| 下谷 茂 | ぎおん鍼灸接骨院 | 広島市安佐南区祇園二丁目37番5号 | 柔道整復 | 平成18年12月8日 |
| 兼平 崇志 | MAR中央通り整骨院 | 広島市中区三川町7番4号 | 柔道整復 | 平成18年10月30日 |
| 三輪咲由里 | らくらく治療院 | 広島市安佐南区中須一丁目35番1-103号 | あん摩・マッサージ | 平成19年1月1日 |

広島市告示第23号

平成19年1月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次に掲げる施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告

示します。

広島市長 秋葉忠利

| 施術者 | 施術所 | | 業務の種類 | 廃止年月日 |
|-------|-------|--------------|-------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 久保 竜司 | 楽浪整骨院 | 広島市中区鉄砲町6番2号 | 柔道整復 | 平成18年12月29日 |

広島市告示第24号

平成19年1月23日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 一部休止する駐車場及び日時

| 駐車場名 | 区画数 | 日時 |
|--------------|-----|--------------------------------------------|
| 広島市市営猿猴橋町駐車場 | 2区画 | 平成19年2月5日(月)午前9時から 平成19年6月26日(火)午後10時まで |

なお、休止区画は、猿猴橋水管橋撤去その他工事が完了次第、再開するものとする。

2 休止する理由

猿猴橋水管橋撤去その他工事の実施にあたり、安全、迅速に作業をするには、駐車区画を使用する以外に方法がないため。

広島市告示第25号

平成19年1月23日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイキ舟入南店
- (2) 所在地 広島市中区舟入南一丁目676-5 外3筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社
 代表者 代表取締役社長 山下 雄輔
 住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
 (変更後) 名称 ダイキ株式会社
 代表者 代表取締役社長 佐藤 一郎

住 所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更年月日

平成18年11月22日

4 届出年月日

平成19年1月15日

5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成19年1月23日から5月23日まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び8月6日は除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年5月23日

(2) 〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

広島市告示第26号

平成19年1月23日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイキ・ひまわり可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区亀山二丁目925番8外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社

代表者 代表取締役社長 山下 雄輔

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社

代表者 代表取締役社長 佐藤 一郎

住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更年月日

平成18年11月22日

4 届出年月日

平成19年1月15日

5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成19年1月23日から平成19年5月23日まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する期間は除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年5月23日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

広島市告示第27号

平成19年1月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示第28号

平成19年1月25日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイキ・スパーク瀬野川店

(2) 所在地 広島県広島市安芸区中野東四丁目5395外

2 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役社長 山下 雄輔
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役社長 佐藤 一郎
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役社長 山下 雄輔
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役社長 佐藤 一郎
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更年月日

平成18年11月22日

4 届出年月日

平成19年1月15日

5 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

(2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成19年1月25日から5月25日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成19年5月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済振興課

広島市告示第29号

平成19年1月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定によ

り告示します。

広島市長 秋葉 忠利

| 名称 | 所在地 | 指定期月日 |
|-------------------------|-------------------------------|-------------|
| せんだ訪問看護ステーション | 広島市中区千田町二丁目4番5号スパローズロジせんだ606号 | 平成19年1月1日 |
| ひふみクリニック | 広島市中区西白島町18番26号 | 平成18年12月1日 |
| 医療法人社団あやめ会 福原整形外科医院 | 広島市南区宇品西四丁目4番8号 | 平成18年5月1日 |
| ヘルパーステーション なでしこ | 広島市南区宇品御幸三丁目5番21号 | 平成18年4月1日 |
| ヘルパーステーション 福ちゃんち | 広島市西区観音新町二丁目2番15号 | 平成19年1月1日 |
| 居宅介護支援事業所 福ちゃんち | 広島市西区観音新町二丁目2番15号 | 平成19年1月1日 |
| ほっとケア広島西 | 広島市西区中広町三丁目13番2号エム・シービル1階 | 平成19年1月1日 |
| 祥ヘルパーステーション | 広島市西区南観音町8番33号 | 平成18年4月1日 |
| 認知症型デイサービス ヴィーヴル祇園 | 広島市安佐南区祇園四丁目8番7号 | 平成18年4月1日 |
| 沼田診療所デイサービス | 広島市安佐南区沼田町伴6001-2 | 平成18年7月1日 |
| みくに訪問介護事業所 | 広島市安佐北区安佐町大字久地日ノ浦3240番地65 | 平成18年4月1日 |
| 高陽第一診療所デイサービス てるてるぼうず | 広島市安佐北区落合南一丁目36番12-2号 | 平成18年12月1日 |
| 居宅介護支援事業所 愛ゆうスマイル | 広島市安佐北区亀山西一丁目2番1号 | 平成17年11月1日 |
| さくら倶楽部 | 広島市安芸区船越一丁目50番33号 | 平成18年12月1日 |
| たにクリニック | 広島市安芸区船越南二丁目1番11号 | 平成18年10月30日 |
| サンキ・ウエルビィ デイサービスセンター 安芸 | 広島市安芸区船越南三丁目25番38号 | 平成18年10月1日 |

広島市告示第30号

平成19年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 廃止年月日 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者(法人)の名称 |
|-------------|----------|-------------------|------------|
| 平成18年11月30日 | ひふみクリニック | 広島市中区白島中町2番15号 | ひふみクリニック |
| 平成18年10月29日 | たにクリニック | 広島市安芸区船越南二丁目1番11号 | たにクリニック |

広島市告示（中区）第1号

平成19年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第2号

平成19年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第3号

平成19年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第4号

平成19年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第5号

平成19年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第6号

平成19年1月15日

東新天地駐輪場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、1月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（中区）第7号

平成19年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第8号

平成19年1月16日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除去し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利